

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 1 月 20 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 2 号

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団処務規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(出先機関の設置)

第 2 条 前条第 2 項に定めるもののほか、事業管理部に浄水場、送水管理センター、水道事業所、水質管理センター及び水道センター（以下「出先機関」という。）を置く。

2 浄水場、送水管理センター及び水質管理センターの名称及び位置並びに水道事業所及び水道センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
(略)	(略)	(略)
水 質 管 理 セ ン タ ー	(略)	
<u>四 條 堰 水 道 セ ン タ ー</u>	<u>四 條 堰 市 中 野 本 町</u>	<u>四 條 堰 水 道 事 業 に 係 る 区 域</u>
<u>太 子 水 道 セ ン タ ー</u>	<u>南 河 内 郡 太 子 町 大 字 山 田</u>	<u>太 子 水 道 事 業 に 係 る 区 域</u>
<u>千 早 赤 阪 水 道 セ ン タ ー</u>	<u>南 河 内 郡 千 早 赤 阪 村 大 字 水 分</u>	<u>千 早 赤 阪 水 道 事 業 に 係 る 区 域</u>

3 (略)

(分掌)

第 3 条 (略)

2 (略)

3 第 2 条第 2 項に規定する各浄水場、送水管理センター、各水道事業所及び水質管理センターの分掌事務は、次のとおりとする
(水道センター分掌のものを除く。)

浄水場

(1) (略)

(2) 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に關すること(送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除

改正前

(出先機関の設置)

第 2 条 前条第 2 項に定めるもののほか、事業管理部に浄水場、送水管理センター、水道事業所及び水質管理センター（以下「出先機関」という。）を置く。

2 浄水場、送水管理センター及び水質管理センターの名称及び位置並びに水道事業所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
(略)	(略)	(略)
水 質 管 理 セ ン タ ー	(略)	

3 (略)

(分掌)

第 3 条 (略)

2 (略)

3 第 2 条第 2 項に規定する各浄水場、送水管理センター、各水道事業所及び水質管理センターの分掌事務は、次のとおりとする。

浄水場

(1) (略)

(2) 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に關すること(送水管理センター及び水道事業分掌のものを除く。)

く。）。 (3) (略) (略)	(3) (略) (略)
4 第2条第2項に規定する各水道センターの分掌事務は、次のとおりとする（水道事業（水道法第3条第2項の水道事業をいう。以下同じ。）に関するものに限る。）。 (1) 水道料金その他収入に関すること。 (2) 水道の開閉及び名義に関すること。 (3) 給水装置に関すること。 (4) 用地の管理及び支障物件の補償に関すること。 (5) 取水、浄水及び送配水業務に関すること。 (6) 取水、浄水及び送配水施設の維持管理に関すること。 (7) 水質に関すること (8) 改良工事の施行に関すること。 (9) その他水道事業に関すること。	

（大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部改正）

第2条 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
（出先機関に置く職） 第4条 処務規程第2条に定める浄水場（以下「浄水場」という。）、送水管理センター、水道事業所（以下「水道事業所」という。）、<u>水質管理センター及び水道センター（以下「水道センター」という。）</u>（以下これらを「出先機関」という。）に次の職を置く。 <table> <tr> <th>出先機関名</th><th>設置する職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>水質管理センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>四條畷水道センター</u></td><td><u>所長</u></td></tr> <tr> <td><u>太子水道センター</u></td><td><u>所長</u></td></tr> <tr> <td><u>千早赤阪水道センター</u></td><td><u>所長</u></td></tr> </table> 2 (略)	出先機関名	設置する職	(略)	(略)	水質管理センター	(略)	<u>四條畷水道センター</u>	<u>所長</u>	<u>太子水道センター</u>	<u>所長</u>	<u>千早赤阪水道センター</u>	<u>所長</u>	（出先機関に置く職） 第4条 処務規程第2条に定める浄水場（以下「浄水場」という。）、送水管理センター、水道事業所（以下「水道事業所」という。）、<u>及び水質管理センター（以下「出先機関」という。）</u>に次の職を置く。 <table> <tr> <th>出先機関名</th><th>設置する職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>水質管理センター</td><td>(略)</td></tr> </table> 2 (略)	出先機関名	設置する職	(略)	(略)	水質管理センター	(略)
出先機関名	設置する職																		
(略)	(略)																		
水質管理センター	(略)																		
<u>四條畷水道センター</u>	<u>所長</u>																		
<u>太子水道センター</u>	<u>所長</u>																		
<u>千早赤阪水道センター</u>	<u>所長</u>																		
出先機関名	設置する職																		
(略)	(略)																		
水質管理センター	(略)																		

（大阪広域水道企業団公印管理規程の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団公印管理規程（平成22年大阪広域水道企業団管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第２条関係） 別紙のとおり	別表（第２条関係） 別紙のとおり

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成29年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の大阪広域水道企業団公印管理規程（以下「新規程」という。）第７条第２項の規定による電子印の使用の公告、同規程第８条の規定による公印の新調、同規程第９条の規定による公印の新調の告示及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、新規程第７条第２項、第８条、第９条及び第11条第２項の例により行うことができる。